

# 公益財団法人ソーシャルサービス協会

## 第 16 回評議員会 議事録

1 開催日時 2019年1月18日（金）午後1時00分～午後4時00分

2 開催場所 全日自労6F会議室

3 評議員 総数 5人

4 出席した評議員数

内訳 本人出席 4人

猪野保正 高木哲次 福富保名 宮本禮二郎

欠席者名 廣瀬肇 1人

5 監事の出席 伊藤東一 磯野紀子

6 理事の出席

理事長・神田豊和 常務理事・濱田茂

事務局 事務局・佐藤喜美子

7 議題

議題：第1号議案 議事録署名人選出の件

第2号議案 第15回評議員会以降近々の事業報告の件(事前資料P1～24)

第3号議案 2018年度中間決算報告と監査報告の件(事前資料P25～42)

第4号議案 2019年度予算作成に当たっての件(事前資料P43～52)

第5号議案 多摩支所閉鎖の件（当日P6、9～22）

第6号議案 定款変更の件（当日P7）

第7号議案 第17回評議員会開催の件（当日P8）

8 議長等選任および会議成立の定足数の確認

定刻に至り、神田豊和理事長は開会を宣し、濱田茂常務理事が定款20条にもとづき評議員会の定足数を報告した。続いて議長に互選で福富保名評議員を選出し、本日の評議員会は定数を満たしたので有効に成立した旨を告げたあと議題に入った。

9 議事の経過の要領と審議状況及び決議の結果

上記のとおり出席だったので、本評議員会は適法に成立した。

10 福富議長から議事録作成人についての提起があり、濱田茂常務理事を全体で承認した。

## 第1号議案 議事録署名人の選出の件

福富議長から指名により、神田理事長が第1号議案である議事録署名人に議長の福富保名評議員、評議員の猪野保正、高木哲次の両氏を指名した。

議長はその賛否を問うたところ、満場異議なく承認した。

## 第2号議案 第15回評議員会以降近々の事業報告の件

福富議長からの指名により、濱田常務理事が第2号議案である第15回評議員会以降近々の事業報告をおこなった。第19回理事会の議事録、第20回理事会の議事録、第21回理事会の議事録、第22回理事会の議事録にもとづく報告につづいて、11月末日に行われた全国所長会議の報告がされた。全国所長会議で一本化にむけたプロジェクトの提案について、神田理事長から準備のための打ち合わせを1月23日に行う予定であること、メンバーについては本部事務局の3人と理事の入月氏、川手氏の5人にしたいという発言がされた。濱田常務理事より評議員の猪野氏も加わっていただくのはどうかという提案がされ、猪野氏は「時間の許す範囲内であれば協力します」と発言した。つづいて、濱田常務理事からユニオンコーポの貸室は満室であること、本部の資金繰り表と事業所への請求の未収金状況が報告された。

ここで神田理事長より、本部に1人常勤者を入れたいという提案がされた。理由として、昨年12月末に常勤職員が退職し、火曜日と木曜日に本部勤務者が居ないというのは困るという事業所からの意見に応えるためであること、また、濱田常務理事の後任者を育成しなくてはならないことがあると発言された。これに対して、磯野監事より「今の財政状況では無理と思う。ここは慎重に進めていくべき」と発言があった。神田理事長から「若い人を予定して、給与は低い」と追加発言があった。濱田常務理事より、「確かに財政的には難しい状態だと思う。しかし、後任者の育成は必要であり、財政問題がクリアできる方法を検討していかなければならない」と発言した。

議長は第2号議案の報告について、出された意見も含めての承認を問うたところ、満場異議なくこれを承認した。

## 第3号議案 2018年度中間決算報告と監査報告の件

福富議長からの指名により、濱田常務理事から2018年度の中間決算について報告がされた。定例の運営会議が開催されてきたこと。事業概要では、収益が予算に-23,870千円と大きく未達成であること、収入に占める公益の割合は90.1%であること、公益事業の当期正味財産増減額は-3,000千円の減少であることが報告された。

2018年上半年の損益結果

単位(千円)	実績	予算	前年	予算差	前年差
旭川	-504	-5	-406	-499	-98
青森	-423	-197	30	-226	-453
仙台	-497	368	101	-865	-598
多摩	-2,769	264	-712	-3,033	-2,057
IT	-4,130	1,914	-145	-6,044	-3,985
京都	-7,019	1,588	-3,880	-8,607	-3,139
ワーク	2,616	2,991	1,147	-375	1,469
富若	-127	87	575	-214	-702
田川	-1,178	-100	-385	-1,078	-793
福岡	-1,761	8	-320	-1,769	-1,441
都城	-118	825	-557	-943	439
本部	5,604	376	1,154	5,228	4,450
計	-10,306	8,119	-3,398	-18,425	-6,908

全体の剩余予算は、上半期で4,532千円の目標であったが、結果は-10,306千円で予算差-18,425千円、前年差-6,908千円という結果。京都事業所から1,000万円、田川事業所から100万円を本部へ運営資金として入金していただいた分は、本支店勘定として相殺してあること。

損益結果は、剩余-10,306千円と大きな赤字です。前年に比べて

収入実績			(千円)			支出実績			(千円)		
	実績	予算	前年実績	予算差	前年差		実績	予算	前年実績	予算差	前年差
旭川	1	425	2	-424	-1		504	430	406	74	98
青森	0	0	2,251	0	-2,251		423	197	2,221	226	-1,798
仙台	7,291	8,760	7,251	-1,469	40		7,787	8,393	7,149	-606	638
多摩	13,476	15,000	16,749	-1,524	-3,273		16,245	14,736	17,461	1,509	-1,216
IT	20,207	20,340	23,917	-133	-3,710		24,337	18,426	24,062	5,911	275
京都	47,744	56,326	53,599	-8,582	-5,855		54,761	54,738	57,479	23	-2,718
ワーク	53,504	49,009	57,256	4,495	-3,752		50,887	49,009	56,110	1,878	-5,223
宮若	823	1,200	1,925	-377	-1,102		950	1,113	1,350	-163	-400
田川	6,393	6,500	5,081	-107	1,312		7,570	6,600	5,466	970	2,104
福岡	0	2,180	724	-2,180	-724		1,761	2,171	1,290	-410	471
都城	14,538	14,100	13,585	438	953		14,656	13,275	14,142	1,381	514
本部	5,164	4,680	4,806	484	358		-441	4,304	3,652	-4,745	-4,093
計	169,141	178,520	187,146	-9,379	-18,005		179,440	173,392	190,788	6,048	-11,348

大きく後退している。剩余予算から大きく乖離している事業所が数多くある。多摩・IT・京都で3,766千円の黒字予算が逆に-13,918千円の赤字となっている。3事業所の予算差は-17,684千円。差異は収入予算178,520千円に対し169,141千円で、予算に-9,379千円と大幅な収入未達成にある。予算是前年実績に月平均-1,438千円であった。目標達成可能な目標である。しかし前年との比較では-18,005千円と大きく減らし、月平均-3,001千円となっている。収入予算を達成しているのは、ワークセンターと都城と本部。他の9事業所は未達成だが、仙台、多摩、京都、福岡の4事業所の未達成が大きく占めている。支出は予算173,392千円に対し179,440千円で、予算に+6,048千円となっている。予算内の支出の事業所は3事業所と本部だが、他の8事業所は超過支出となっている。とりわけITの支出が飛びぬけて大きく出ているのが目立つ。支出は前年に比べて全体で-11,348千円と大きく抑えている。事業所別にみてみると、剩余予算達成事業所は、事業所では0となっている。未達成の11事業所のうち、旭川、宮若の2事業所は予算に接近している。剩余予算とのかい離が大きいのは、仙台、多摩、ITセンター、京都、田川、福岡、都城である。下半期にむけて、予算の組み替えを行なったが、その結果、当初の剩余目標3,228千円から7,093千円と引きあがった。上半期で目標に-18,425千円と大きく未達成となっている。引きあがった目標をやりきっても黒字にはならない。下半期の取組みで未達成部分の取り戻しが求められている、という報告がされた。

つづいて、伊藤監事より2018年度上半期の監査報告がされた。監査結果として、「会計書類等は監査期間中の協会の会計活動の実態と監査時点での報告未提出を含む本部及び各事業所の状況を確認した。なお本監査は、協会が公益認定を得て5年目の上半期決算である。本部の事業所管理機能は徐々に改善されている。理事の職務執行に関して不正行為または法令及び定款に違反する行為は認められなかつた」。監査意見として、「公認会計士の指摘事項など、これまで指摘してきた問題のところは改善されてきているが、期日までに報告書が出されていない事業所や、改善の約束を履行していない事業所については、公益財団の存続にかかわることであり、厳しい対応をすべきであること。期日までに出来ないところについては、電話で直接に指導すること。上半期の結果から、下半期に向けては収入予算の確保が重要であることの徹底を図られること、上半期の結果は、目標が全事業所のものになっていないようと思われる。各事業所で予算目標をどう達成するかを、あらためて職員間で協議をし、具体化を図るよう指導することが必要と思われる。黒字にするには、収入予算の確保に職員が団結した取り組みを行うとともに、どこでもやられていることは「まず支出の見直し」である。全事業所でその取り組みをすすめること。現状では、2018年度の剩余予算達成は厳しいものがある。なんとしても5期連続の赤字決算は回避するようにあらゆる努力を惜しまずに行うこと」という報告がされた。

濱田常務理事より、「報告未提出を含む」の補足説明として、ワークセンターが月次決算を出来ないでいる。多忙につき、四半期ごとの決算にしてほしいという要望を出している、と報告した。これに対して、宮本評議員より「毎月の仕事の請求はしているのに、なんで月々の報告がでないのか、違和感を覚える」、高木評議員より「おなじ法人でやっているのだから、やれないと言っているところを放っておくのはおかしい」という意見が出された。

議長は第3号議案の提案に対して、出された意見も含めての承認を問うたところ、満場異議なくこれを承認した。

#### 第4号議案 2019年度予算作成にあたっての件

福富議長からの指名により、神田理事長と濱田常務理事から、2019年度予算作成の当たっての報告がされた。それによると必要利益を700万円とし、その為に1%の增收、1%の支出減を検討しよう。その際、自分たちの置かれた状況を分析して使命を導き出そう、という提案であった。

##### ① SWOT 「強み」「弱み」「脅威」「機会」&「使命」について

弱み	強み
<ul style="list-style-type: none"><li>月次決算が出来てない事業所があり、全體の毎月の振り返りが出来ないでいる</li><li>単体でやってきた歴史から脱することが出来ず、一つの事業体という一体感が持てないでいる</li><li>一体化は本部機能の強化で実現できるものであるとの理解が出来ていない</li><li>公認会計士からの改善指摘事項や質問への回答が機敏にできないでいる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>全日自労の先輩たちの伝統を引き継いで高齢者が元気な間いつまでも働ける職場であること</li><li>公益財団法人であることで社会的信頼度が高い</li><li>ホームレスなどの宿泊事業を展開しており、社会的共感を得る事業をしている</li><li>職業訓練などで就労支援をしている</li><li>北海道・本州・九州と全国展開している</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>社会保障の削減で国民の生活は苦しくなっている（年金・医療・介護・生保の改悪）</li><li>随意契約から競争入札になってきているところがある</li><li>ホームレスの減、民間簡易宿泊の増があり入所者の奪い合いがある</li><li>さまざまな分野へ外国人労働者（低賃金ゆえに）の導入が推し進められている</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>高齢者が増えていく社会であること</li><li>格差が広がっており、中間層が低層へと落ち込み、貧困層が増えている</li><li>高齢者の一人暮らしの増、空き家の増 ゴミ屋敷、遺品整理など仕事がある</li><li>全国的な「共助」の広がりがある</li><li>生活困窮者自立支援法の活用・広がりはこれから（公益だからこそ）</li></ul>
脅威	機会

②

##### 導き出される私たちの使命（ミッション）は何か？

- 第一に、元気な高齢者にいつまでも働ける場を提供すること。
- 第二に、そのために介護・清掃・宿泊・無料職業紹介の事業を拡大していくと。
- 第三に、運営を一本化し、本部機能を十分に発揮すること。
- 第四に、やりがい、生きがいをもって楽しく働ける職場を作っていくこと。

報告に対し、高木評議員が「働ける場を提供するのは、生活困窮者自立支援の取り組みと同じだ。いまや伊丹では、随意契約が安定してきた。右肩上がりで仕事の広がりを見せている。公益財団法人という名で事業所を開設したら、随意契約がいっそう増えてくるのではないかと思う。公益であることを生かして事業を進めていくべきだ」と発言された。宮本評議員からは「全国の事業団がソーシャルに結集すればいいのだが、うまくいっている時は寄ってこないが、調子悪くなると寄ってくる。こここのところを打破しなければならないのでは」と発言があった。

審議の結果、議長は第4号議案に対して、出された意見も含めての承認を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

## 第5号議案 多摩支所閉鎖の件

福富議長からの指名により、濱田常務理事が「多摩支所閉鎖の件」について報告した。その内容は、

提案：2019年3月末で多摩支所を閉鎖する

理由は、①2019年度の補助金の削減による経営困難

②入居者の確保困難

③他事業の展開を検討したが、既に近隣で展開されている

以上の理由で、多摩支所の宿泊事業は2019年3月31日をもって閉鎖をする。

というものであった。つづいて、多摩支所の2003年9月開所以来の経過について報告がされた。

神田理事長より、補足として東村山市の補助金半減を一方的に通知してきた経過や、この間のリース契約の問題について、現地の弁護士と契約をして交渉にあたることにしたと報告があった。高木評議員からは「閉鎖」にともない本部のリスクが発生しないように対応してほしいとの発言があった。

議長は第5号議案の承認を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

## 第6号議案 定款変更の件

福富議長からの指名により、濱田常務理事から、「定款変更の件」で提案がされた。

提案内容は、以下の通り。

定款変更の件（従たる事業所の変更）

変更理由：多摩支所閉鎖による従たる事業所の変更のため

変更前	変更後
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。 (1) 旭川事業所 北海道旭川市東光一条二丁目1番7号 (2) 青森事業所 青森県青森市青柳一丁目8番13号 (3) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号 (4) 多摩支所 東京都東村山市本町一丁目13番地51号 大塚ビル101号 (5) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番26号 宮井ビル7階 (6) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地 (7) ワークセンター 京都府京都市南区上鳥羽高畠町69番地 (8) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号 (9) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城428番地1 (10) 福岡事業所 福岡県田川市大字伊田4969番地 (11) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目7番地1	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。 2 この法人は、従たる事務所を以下の地に置く。 (1) 旭川事業所 北海道旭川市東光一条二丁目1番7号 (2) 青森事業所 青森県青森市青柳一丁目8番13号 (3) 仙台事業所 宮城県仙台市太白区中田三丁目5番23号 (4) ITセンター 愛知県名古屋市中区錦二丁目8番26号 宮井ビル7階 (5) 京都事業所 京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町43番地 (6) ワークセンター 京都府京都市南区上鳥羽高畠町69番地 (7) 田川事業所 福岡県田川市新町10番60号 (8) 宮若事業所 福岡県宮若市大字本城428番地1 (9) 福岡事業所 福岡県田川市大字伊田4969番地 (10) 都城事業所 宮崎県都城市郡元二丁目7番地1

議長が第6号議案の承認を問うたところ、満場異議なくこれを決議した。

## 第7号議案 次回評議員会開催の件

福富議長からの指名により、濱田常務理事から次回第17回評議員会の開催について3月22日(金)午後1時～5時の提案がされた。

議長はその第7号議案の承認を問うたところ、満場異議なくこれを承認した。

以上をもって、すべての議案の審議を終了したので、午後4時00分、福富議長は閉会を宣言し解散した。

上記の決議を確認するため、議長および議事録署名人の評議員2人がこれに署名捺印する。

2019年1月18日

公益財団法人ソーシャルサービス協会

第16回評議員会

議事録署名人

議 長 福富 保名 印

評 議 員 猪野 保正 印

評 議 員 高木 哲次 印